

国保制度の改善について

(2006年10月1日現在)

知立市、碧南市、西尾市、東郷町、幡豆町の5市町が、国保制度を国保法のどこにものっていない「相互扶助」等と回答している
 「無条件に正規の保険証を」、「制裁行政をしないで」という要望に対して、19市町村が「負担の公平」等の文言で回答している。

市町村名	すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
1 名古屋市			
2 豊橋市	短期は、接触の機会を確保し、公平な税負担をしていただく趣旨。資格も同様な目的だが、生活実態を把握する中で適切に運用	低所得の方への配慮をしつつ、医療費の出費にあった負担をしていただく必要がある	面談、電話、現地調査などで実態把握。納税意識、誠意の見られない者は、滞納処分をすることになる
3 岡崎市	それぞれの実情等を十分に考慮し、慎重に対応	他都市と比較して充実しているし、減免件数も増加している	生活実態の調査及び把握に努め、実情も考慮して対応している
4 一宮市	短期、資格は、国保運営上必要な制度	一定のルールで取扱い、減免は高齢者、障害者、低所得者など幅広く実施	滞納理由、所得状況など本人から聴取して、分納などの方法で納付してもらっている
5 瀬戸市	資格は、負担の公平・公正を図るうえからも法にもとづいた対応と考える。発行前には、弁面の機会の付与をしている、短期も事前の納付相談をおこなっている	平成12年4月の減免基準の見直しをしたところであり、拡充は考えていない。平成15年から軽減割合を7割、5割、2割に拡充	滞納処分にあたっては、事前に生活実態の把握に努めている
6 半田市	資格は、負担の公平性を確保するため中止する考えはない。納税は国民の義務であり、資格、短期の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としている。発行は、理由もなく滞納している人に限定している	本年4月から、生活保護からの自立支援の減免、医療受給者に対する減免、固定資産税額の減免を受けた人への資産税額割減免、所得増により均等割り・平等割の軽減を外れた世帯に対して減免を拡大	差押さえや行政サービスの制限は、税負担の公平性を確保するために必要な措置。世帯の状況に応じて適切に実施
7 春日井市	資格証は、納付期限から1年以上経過し、再三の納付相談に応じることがないとき、短期は、前年度までに10万以上未納世帯及び、過去からの短期世帯で保険税が完納していない世帯に交付。運用については慎重におこなっている	制度の継続的、安定的な運営のためには累積赤字を何もせず看過することはできません。16年度の値上げ以降引き上げはしていない	国税徴収法、地方税法にもとづき事務をすすめている
8 豊川市	保険料の滞納は、制度のいい、存続に重大な影響を及ぼすので、今後とも適正な処置をとる必要がある	17年度から一人あたり医療分保険料を据え置くように努めている	生活実態を考慮し、かつ納付意識が低下しないように努める
9 津島市	国や県の指導を受けて、要綱等の規定に基づいて実施。短期証の発行は、本人との面談を前提にし、安易に発行することのないよう慎重な運用に努める	保険料(税)については、税の不均衡を是正するために改正が必要。14年度から拡大したので、しばらく現行維持	未納者には、電話での対話や面談などをおこない、実態を慎重に調査し、徴収や差し押さをおこなっている

市町村名	すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
10 碧南市	資格書の事務を通して納税相談の機会を確保するものとして考えている。	国民健康保険は相互扶助の考え方で運営されており、応分の負担をしてもらっている	納付相談を行い実態を確認。把握した内容によりの確な処理をしている
11 刈谷市	資格書は、機械的な発行はせず、納税相談に応じれば被保険者証を交付している。短期は、納税意欲を損なうことのないよう対応。	国の基準の最高の軽減割合を適用。減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で、他の加入者の負担増になるので、拡充は考えていない	納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画にもとづいた徴収をしている
12 豊田市	文書回答なし		
13 安城市	滞納者対策として資格書、短期証とも発行は継続	制度の拡充は考えていない	適切におこなっている
14 西尾市	相互扶助で成り立つ社会保険制度であることから、すべてに正規の保険証を発行することは、負担の公平を欠くことになる	国保財政も厳しいので、拡充を考えていない。	生活実態の把握に努め対応している
15 蒲郡市	義務化されたので実施せざる得ない。負担の公平と接触の機会の確保を図ることを目的に運用し、むやみに交付する考えはない	医療費は、増加することが予想され応分の負担増をお願いせざる得ない。拡充は考えていない。	税の公平負担から、納付について相談、指導させてもらっている
16 犬山市	他の納税者とのバランスを考慮すると全くペナルティがないことが最善とは考えていないが、医療を受ける権利を保障するという観点に太一、市独自の基準で運用	この10年近くは大幅な値上げはおこなっていない。医療費の支出の地長期的視野に基づき決定。	生活実態を無視した処分はおこなっていない。「納められるのに横着で納めない」滞納者には、負担の公平の見地からきびしい処分を行う
17 常滑市	実情を把握し、むやみに資格書や短期証を交付するものではないと考えている	18年度税率改正をおこなった。減免の拡充は考えていない	税の公平性確保のため、加入者の実態把握をおこない適切に対応
18 江南市	納付相談を実施し、資格書、短期証をこふ	不況対策の一環として、前年所得金額を400万円以下の基準に拡大	十分に納税相談をおこない、保険税を野不するよう指導している
19 小牧市	悪質な滞納者に必要に応じて資格書を発行。短期証は、必要最小限としている	必要に応じて保険税の見直しをすべきと考える。減免は16年度に拡充したところ	払いきれない保険税については、分納等の相談を受け付けている
20 稲沢市	資格書は、義務化規定になったので実施せざる得ない。実施にあたり原則本人と面談もしくは、弁明書により実態把握に努める。短期証は、滞納かつ納税指導ができない方を対象としている	可能な限り適正な医療費等の見積もりした中で、抑制に努める、減免の課口授は、財源等を考慮しなければならないので考えていない	納税者の生活実態を把握し、進めさせてもらっている
21 新城市	要綱によって発行している	19年度に税の見直しを行う。現在検討中	生活実態を無視した徴収や差押さえはしていない
22 東海市	理由もなく滞納している人には必要な制度	減免の拡充は、被保険者の負担が増えることにつながるので、慎重に対処する必要がある	面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしている
23 大府市	資格書、短期証は、保険税の一つの方法	他の市税の減免や、状況、社会経済情勢など把握しながら検討	納付相談や分割納税などの方法を取り入れている。生活実態を無視した徴収や差押さえは行っていない

市町村名	すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
24 知多市	悪質なケースに限っては、発行もやむを得ないと考えている。短期証は、3カ年以上の滞納や、年税額の2分の1以上の滞納税が複数年ある場合、6カ月を発行	10年度から据え置いている。減免制度の拡充は考えていない	納付相談等を通じて実態調査をおこない分割納付の相談をしている。納税者を無視した徴収は行っていない
25 知立市	加入者の相互扶助により成り立っている制度のため、負担の公平を図る見地から制度の適用はやむを得ない	医療費が増加する事態に至っては、負担額を見直しをせざるを得ない。減免については研究していく。	生活実態にあった納付相談を励行。負担能力があるにもかかわらず納税に応じない場合は、差押さえもやむをえない
26 尾張旭市	資格書は、法に従い適切に判断。短期証は、制裁目的ではなく、接触の機会を増やし、生活の実態を把握し、計画的な納付へ導くもので、更新拒否や納付制限をするものではない	医療費の増加が続いている現状であり、安定運用に必要であれば、税率の見直しもやむを得ないとする。減免については、他との均衡を失わない範囲で、おこなっていききたい	生活実態を把握し、法に基づき適切な事務をおこなっている
27 高浜市	税負担の公平性の観点から、実施する考えはない	国保財政の実態等を踏まえ、適切に対応	条例・規則等の規定に従い、税負担の公平性に配慮しつつ、適切に実施
28 岩倉市	理由なく1年以上全く納付しない世帯に6カ月の交付し、さらに1年以上同じ状態が続く場合は資格書を交付	税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化等を図ったうえで阪大する。減免は、低水準でないと考えており、拡大する考えはない	特段の理由がなく、一切納付に応じない、誠意がない滞納者に対しては、差押さえなどの処分もやむを得ない
29 豊明市	資格書は発行していない。短期証は要綱により6カ月を発行。短期証は納付相談の機会と捉え中止の考えはない	平成9年度以降改定していない。近い将来は引き上げも考えざるを得ない。減免は、県下平均以上と考えている	収納課において、納税相談を実施し、生活実態を踏まえた徴収を心がけている
30 日進市	資格書発行していない。納税資力がありながら納税されない方は、公平性を確保するために短期証もしかたがない	引き上げについては、諮問機関に諮り検討していきたい。減免制度は、社会経済状況等により検討	収納課と連携を図りながら、実態把握に努める。
31 田原市	資格書は発行していない。短期証は、納付相談を行い、加入者間の負担の公平、公正を確保するため早期納付をうながしている	給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう配慮	安定的な運営と負担の公平とを図る観点から滞納処分は必要。収入等調査し無理のない納付計画の元、徴収。悪質の場合は、差押さえ
32 愛西市	収納対策上やむを得ない	財政面を考慮した税率と減免制度で考えていく	加入者の実態把握に努めていく
33 清須市	負担の公平化を図る観点から悪質滞納者に対して納付指導をおこない、短期証・資格書の発行を考えている	非常に厳しい財政運営を強いられている状況であるので拡充は考えていない	滞納状況を把握し、納付相談をおこない、悪質滞納者は考えている
34 北名古屋市	個別の面談による納税相談をし、実情に応じて、短期証を交付	減免制度を実施している	随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた滞納をしている
35 弥富市	事務取扱要綱で対応している。短期証は、接触機会を多くとれるため有効な手段と考えている	必要額を徴収していこうと考えている	生活にゆとりがありながら、納税意思の欠如により、滞納がある場合適切な処分を考えている
36 東郷町	資格書発行なし、しかし、納税相談に応じない、納税意思が見受けられない世帯は発行もやむを得ない。短期証は、納税相談、納税指導などに有効であり3カ月で更新している	保険制度の相互扶助の精神や受益者負担の原則の中で、改定も検討しなければならない。	生活実態を把握して対応していく

市町村名	すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
37 長久手町	現在、交付実績はない	健全な財政運営を行うためには、やむを得ない	実態の把握に努める
38 豊山町	資格書は法で定まっている。何度よびかけても連絡がない、保険証をとりこないか方々には、警告文を発送し徴収をよびかけているが、それでも応じない方には交付している	18年度も17年度と同様、一般会計からの繰入額を増額して対応している。財政も厳しい状況であり、現在の税体系を維持するには困難	納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応。差押さえは、悪質な滞納者に対する最終的な手段と考える
39 春日町	資格書はなし、滞納者には短期証	国の制度にしたがって減免、16年度より減免制度の規定を設けた	無理な徴収や差押さえはしていない、納入に理解をしていただくようお願いするのみ
40 大口町	滞納者に正規の保険証は、税の公平性を損なうおそれがある。滞納者には短期証をこふし、直接本人と会う機会をもち収納に努める	7・5・2割軽減をおこなっており、納付しやすいよう軽減措置をおこなっている	納税相談を行い、生活実態の把握に努めている。差押さえなどの制裁措置はおこなっていない
41 扶桑町	資格書・短期証は、接触の機会を増やし、納税相談等を実施し滞納者に理解いただくもの、負担の公平を図るもの	医療費は、毎年上昇している。それに伴い、保険税を引き上げるを得ない。減免は近隣市町を調査し検討したい	滞納者には、個別訪問し、生活実態に合わせた納付計画などの相談に応じるようにする
42 七宝町	国保財政を堅持していくのに必要不可欠な方法と考えている	増加傾向にある医療費と減免制度拡充に伴う財源を国庫の増額に望めない昨今どこにそれを求めるのか	窓口での、納税相談では、納税者の生活実態を考慮し、可能な範囲での支払いをお願いしている
43 美和町	短期証の交付によって滞納者の実情を加味して納税勧奨を図っている	保険税の引き上げは15年度から実施していない。減免は、現在は低所得者に対する軽減をはかっており、現制度以外は考えていない	納税相談を実施し、分納等で納付をお願いしている
44 甚目寺町	税負担の公平を図るため、滞納者に納税指導を行うとともに短期保険証を発行している	16年度税率改正し、17年度、18年度は見合わせた。減免は、他市町村も参考にし基準等を定めていきたい	税負担の公平を図るため、滞納者と納税相談を行い、滞納者の実情を的確に把握し、滞納処分を執行していきたい
45 大治町	資格書は最後の手段と考え、発行したことがない。6カ月の短期証を交付し滞納者とできるだけ面談する方針	給付と負担のバランスに配慮し、保険事業の安定化を図っていく。減免拡充は考えていない	面談し生活実態の把握、所得に応じた減免をしている。悪質滞納者には、滞納処分をおこなう方針
46 蟹江町	資格書なし、短期は、最短1カ月、最長1年、今後も継続していく	災害、母子、障害に伴う減免制度を実施している	状況を見極めながら、今後も引き続き実施していく
47 飛鳥村	国保法を考慮したうえ、税の分納を推進し、短期証で対応している	13年度から規定を改正し拡充している	窓口にて相談にのり、税の分納を推進していく
48 阿久比町	法の定めに従う	現段階では、引き上げの予定はない	滞納者との接触を保つことは重要と考える
49 東浦町	資格書は、得に悪質な滞納者に対して交付する考え。短期証も、滞納額がたまっている方、納税意識の低い方に交付している	引き上げの予定はない。減免制度は、知多管内の動向も参考にし対応していく	滞納者と個別に接触し、納めていただく方法等の納税相談をおこなっている。生活状況や個別事情の把握に努めながら、滞納整理をしていく
50 南知多町	資格書は、負担の公平・公正を図るとともに、収納を確保を図るための制度であり、有効に機能している。短期証も同様に考えている	18年度保険税率を改正。減免拡充は、国保財政への負担増となるため考えていない	こまめに臨戸徴収を実施することにより完納していただけるよう努力。悪質の場合は、差押さえをやむを得ないと考える

市町村名	すべて被保険者に正規の保険証を	払える保険料に	生活実態を無視した制裁行政をしないで
51 美浜町	資格書は、発行しているが必ず面談している	保険料引き上げは、予定していない。減免制度拡充する予定はない	必ず面談しており、加入者の実態把握に努めている
52 武豊町	国保法の主旨にもとづいて進めていく	保険料(税)については、現在検討中。減免制度については、現行どおり。	生活実態を無視した制裁行政はおこなっていません
53 一色町	国保法第9条の規定に基づき事務をおこなう	保険財政の安定化と医療費の適正化に努め、財政運営に改善をはかる	加入者の生活実態を無視した制裁行政は行わない
54 吉良町	税負担の公平適正化を図るため、現行どおり実施する。ただし、資格書該当者であっても分納者には、短期証を発行	平成16年どに大幅な税率改正を実施。減免制度は、16年度より規則で規定した対応している	差押さえは、悪質な理由により、面談が目的で結果的に実施
55 幡豆町	相互扶助的な考えからも資格書の発行はやむを得ない	17年度引き上げを行い、単年度赤字から脱却。減免は拡充予定はない	滞納者には関しては、保険税以外にも滞納している場合が多く、支払いにもかかわらず滞納している納税義務者も多く見られるので、税の公平性を図るためにやむを得ない
56 幸田町	税負担の公平を図るため、引き続き実施	現行制度を生かし、保険税負担の軽減に努める	保険証の更新時に面談を実施し、生活実態に合わせた納付の相談に応じていく
57 三好町	文書回答なし		
58 設楽町	悪質な滞納者もあり、無条件で中止することはできない	制度上無理である	滞納者との話し合いをして実態に合わせて徴収している
59 東栄町	悪質な滞納者に発行、納めるべき保険料は国民の義務として当たり前のことであり、この制度は必要	国保運営の厳しい状況を考えてとか拡充は困難	総務課徴収支援係りを中心に、家への訪問をおこない生活実態に合わせた徴収を心がけている。差押さえは現在ない
60 豊根村	現在、資格書、短期証発行なしだが、税の公平性を保つためには今後、検討していかなければならない	19年度までは引き上げはしない予定	生活実態を把握し、税務係りと協議し滞納整理を実施し税の公平性を保つよう努める
62 小坂井町	実施は困難	実施は困難	制裁行政はおこなっていません
63 御津町	資格書、短期証交付は、必ず面談をし本人納得のうえ交付	低所得世帯については、軽減制度で対応しており、災害等で被災した場合は、減免で対応している	納税相談や臨戸訪問する上で、生活実態の把握に努めており、強引な滞納処分はおこなっていない